

平成26年第6回今帰仁村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成26年11月27日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	11月27日 午前10時00分		
	閉 会	11月27日 午前11時34分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	久 田 浩 也
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	6	吉 田 清 尊	7	玉 城 みちよ
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	田 場 盛 史
	副 村 長	大 城 清 紀	福祉保健課長	宮 里 晃
	総務課 長	小那覇 安 隆	総務課主幹	當 山 清 巳
	教 育 長	新 城 敦	会 計 管 理 者	與那嶺 敏 秋
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	上 間 恒 章		
	建設課 長	金 城 正 明		
経 済 課 長	島 袋 輝 也			

## 平成26年第6回今帰仁村議会臨時会

議事日程第1号

平成26年11月27日（木曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第33号	今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	説明・質疑 討論・採決 説明・質疑 討論・採決
4	議案第34号	平成26年度今帰仁村一般会計第5回補正予算について	

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに平成26年第6回今帰仁村議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。

(開会時刻 午前10時00分)

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番 吉田清尊議員及び7番 玉城みちよ議員を指名いたします。

日程第2. 「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、1日間に決定いたしました。

日程第3. 「議案第33号 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第33号

今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成26年11月27日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

人事院勧告、沖縄県人事委員会勧告に基づき、今帰仁村職員の給与の改定を行うため、本案を提出します。

今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

今帰仁村職員の給与に関する条例（昭和60年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号行政職給料表（別表第1）を次のように改める。

第5条第1項第2号教育職給料表（別表第2）を次のように改める。

第19条の4第2項中「100分の67.5」を「100分の82.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の今帰仁村職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）は平成26年4月1日から適用する。ただし、第19条の4第2項の規定は、平成26年12月1日から施行する。

(給与の内払)

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

次ページ以降に、別表第1、別表第2を添付しておりますので、お目通しを願いたいと思います。以上でございます。

別表第1（第5条関係）

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号 給	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100
2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400
3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700
4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000
5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300
6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400
7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600
8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800
9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000
10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200
11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400
12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600
13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600
14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700
15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800
16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900
17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800
18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800

19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800
20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700
21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800
22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700
23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700
24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700
25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700
26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700
27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700
28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700
29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300
30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100
31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900
32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600
33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400
34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800
35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400
36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000
37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500
38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700
39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900
40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100
41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200
42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400
43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600
44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800
45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500
46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200
47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900
48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600
49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200
50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900
51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600
52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300
53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000

54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700
55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400
56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000
57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600
58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200
59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800
60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400
61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900
62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600
63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200
64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800
65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100
66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700
67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400
68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900
69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400
70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100
71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800
72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500
73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000
74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700
75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400
76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100
77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600
78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100	
79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800	
80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500	
81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000	
82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700	
83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400	
84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100	
85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600	
86	241,000	295,900	344,000	383,900		
87	241,700	296,200	344,500	384,500		
88	242,400	296,600	344,900	385,100		

89	243, 100	296, 900	345, 200	385, 800
90	243, 600	297, 300	345, 600	386, 400
91	244, 100	297, 700	346, 100	387, 000
92	244, 600	298, 100	346, 500	387, 600
93	244, 900	298, 200	346, 700	388, 300
94		298, 500	347, 100	
95		298, 900	347, 600	
96		299, 300	348, 000	
97		299, 500	348, 100	
98		299, 800	348, 600	
99		300, 200	349, 100	
100		300, 600	349, 400	
101		300, 800	349, 700	
102		301, 100	350, 100	
103		301, 500	350, 500	
104		301, 800	350, 900	
105		302, 000	351, 400	
106		302, 300	351, 800	
107		302, 700	352, 200	
108		303, 000	352, 600	
109		303, 200	353, 100	
110		303, 600	353, 500	
111		304, 000	353, 900	
112		304, 300	354, 200	
113		304, 400	354, 700	
114		304, 700		
115		305, 000		
116		305, 400		
117		305, 600		
118		305, 800		
119		306, 100		
120		306, 400		
121		306, 800		
122		307, 000		
123		307, 300		

124		307,600			
125		308,000			

別表第2（第5条関係）

教 育 職 給 料 表

職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円
1	137,600	187,700	224,600	263,500
2	138,700	189,500	226,500	265,600
3	139,900	191,300	228,400	267,600
4	141,000	193,100	230,200	269,700
5	142,100	194,700	231,900	271,700
6	143,200	196,500	233,800	273,800
7	144,300	198,300	235,700	275,900
8	145,400	200,100	237,500	278,000
9	146,500	201,800	239,200	280,100
10	147,900	203,600	241,100	282,200
11	149,200	205,400	242,900	284,300
12	150,500	207,200	244,800	286,400
13	151,800	208,800	246,500	288,500
14	153,300	210,700	248,400	290,600
15	154,800	212,600	250,200	292,700
16	156,400	214,500	252,000	294,800
17	157,700	216,300	253,700	296,800
18	159,200	218,200	255,700	298,900
19	160,700	220,100	257,700	301,000
20	162,200	222,000	259,700	303,100
21	163,600	223,700	261,600	305,200
22	166,300	225,600	263,500	307,300
23	168,900	227,500	265,400	309,400
24	171,500	229,400	267,200	311,500
25	174,200	231,000	269,200	313,400
26	175,900	232,800	271,100	315,500

27	177,600	234,500	273,000	317,600
28	179,300	236,300	274,900	319,700
29	180,800	237,700	276,700	321,700
30	182,600	239,200	278,600	323,800
31	184,400	240,700	280,500	325,900
32	186,100	242,200	282,400	328,000
33	187,700	243,600	284,100	329,600
34	189,200	245,100	286,000	331,600
35	190,700	246,600	287,900	333,700
36	192,200	248,200	289,800	335,800
37	193,500	249,500	291,500	337,700
38	194,800	251,100	293,300	339,700
39	196,100	252,700	295,100	341,700
40	197,400	254,300	296,900	343,700
41	198,700	255,700	298,700	345,600
42	200,000	257,100	300,400	347,500
43	201,300	258,500	302,100	349,400
44	202,600	259,900	303,800	351,300
45	203,800	261,100	305,500	352,800
46	205,100	262,500	307,200	354,300
47	206,400	263,900	308,900	355,800
48	207,700	265,300	310,600	357,300
49	208,800	266,600	311,800	359,000
50	209,900	267,800	313,400	359,800
51	211,000	269,100	315,000	361,000
52	212,100	270,400	316,600	362,000
53	213,300	271,500	318,300	362,900
54	214,300	272,700	319,900	364,000
55	215,300	274,000	321,500	365,000
56	216,300	275,300	323,100	366,100
57	217,100	276,400	324,600	367,000
58	218,100	277,500	325,800	367,700
59	219,000	278,600	327,000	368,400
60	220,000	279,700	328,200	369,100
61	220,800	280,900	329,000	369,600

62	221,800	281,900	329,900	370,200
63	222,800	282,900	330,700	370,900
64	223,800	283,900	331,500	371,600
65	224,500	284,700	332,400	371,900
66	225,500	285,600	332,800	372,600
67	226,500	286,500	333,600	373,300
68	227,600	287,400	334,400	374,000
69	228,400	288,400	335,200	374,400
70	229,200	289,200	335,900	375,000
71	230,000	290,000	336,600	375,700
72	230,800	290,800	337,300	376,300
73	231,600	291,600	337,800	376,700
74	232,300	292,100	338,400	377,300
75	233,000	292,600	339,000	378,000
76	233,700	293,100	339,600	378,600
77	234,400	293,200	339,900	379,000
78	235,200	293,600	340,400	379,500
79	236,000	293,800	340,800	380,100
80	236,800	294,200	341,300	380,600
81	237,500	294,400	341,700	381,100
82	238,200	294,600	342,200	381,700
83	238,900	295,000	342,700	382,300
84	239,600	295,300	343,200	382,700
85	240,300	295,600	343,600	383,300
86	241,000	295,900	344,000	383,900
87	241,700	296,200	344,500	384,500
88	242,400	296,600	344,900	385,100
89	243,100	296,900	345,200	385,800
90	243,600	297,300	345,600	386,400
91	244,100	297,700	346,100	387,000
92	244,600	298,100	346,500	387,600
93	244,900	298,200	346,700	388,300
94		298,500	347,100	
95		298,900	347,600	
96		299,300	348,000	

97		299,500	348,100
98		299,800	348,600
99		300,200	349,100
100		300,600	349,400
101		300,800	349,700
102		301,100	350,100
103		301,500	350,500
104		301,800	350,900
105		302,000	351,400
106		302,300	351,800
107		302,700	352,200
108		303,000	352,600
109		303,200	353,100
110		303,600	353,500
111		304,000	353,900
112		304,300	354,200
113		304,400	354,700
114		304,700	
115		305,000	
116		305,400	
117		305,600	
118		305,800	
119		306,100	
120		306,400	
121		306,800	
122		307,000	
123		307,300	
124		307,600	
125		308,000	

○ 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 議案第33号について、質疑いたします。

提案理由を副村長からいただきましたけれども、当然これは人事院勧告、そして県の人事委員会勧告に基づいて、すなわち給与勧告補正に基づいて提案というふうに理解をしているところでございます。それ

に異議を唱えるというわけではございませんけれども、提案に至っては条例主義、そして職務、給与の原則など、さまざま考えられるわけですが、なぜこの時期かという点も言葉を濁すわけではないですけれども、近いうち選挙も行われると。すなわち私が言いたいのは、均衡の原則が一番問われているのではないかと。いわゆる公務員の給与改定に至っては、民間の賃金そしてほかの公務員との均衡を図って上げるということでございますので、その辺提案者にお伺いしたいんですけれども、本村の民間との均衡は十分にとれているのかどうか。村長の見解を1点だけお伺いしたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまの質疑にお答えします。

この人事院勧告は、議員もお話ありましたように、国の人事院からの勧告でございまして、それに基づきまして県の勧告がなされるということでございます。1地方のこの村の民間との調査はできているかということなんですけれども、それについては、なかなかできていない部分もございます。その勧告を受けて遵守することによって、この地域の中でのあり方というのも議論される。これは当然だと思います。そういうわけで実は今回の人事院勧告の中で、今度提案をしました給料表が7年ぶり、一時金に至っては9年ぶりの勧告がまず1点ございます。そしてこの官民の格差ということで、県から出されていたのは0.24%のアップということでございます。この0.24%の中身を申し上げますと、この若年者に対する勧告が多目に上がっているような状況でございます。

あとは、この一時金については、100分の15ですね。0.15月分を値上げするというところでございます。この2点に加えまして、実はもう1点、人事院が勧告しているのは、平成27年4月1日、来年の4月1日には、また総合的に見直しをして、この公務員独特の今、この年齢層の5級と申しますか。年齢層が高い分、50代の高いものがありますので、その辺は0.4%落としていこうと。中間層は0.2%、若年者はそのままなんですけれども、そういう勧告もございます。それがもう1点、なぜ落とすかという、ご指摘のとおり地方の中での格差というのもあるというのも勧告の中でございまして、そういうものを含めまして、来年の4月、平成27年4月1日にはもう一度、3月議会ですね。総合的な見直しの提案をするということになっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 ただいま総務課長の答弁で、おおむね理解はしているところであります。ただですね、非常にこの給与の民間との格差、本村との格差ですね。調査もしていないということでございますけれども、非常にこれ調査は重要ではないのかなというふうに思っております。ぜひ民間格差を縮めて、本村の経済の浮揚につなげていくひとつの手法としても、調査としてぜひ必要だと不可欠だと私は思っておりますけれども、この辺今後、非常に景気の見通しが明るいのかどうか。そういうのも含めて村経済の状況を村長として今どのように捉えて、今後どのような方向性を持っていくのか。ぜひこれは村長の見解を賜りたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えをしたいと思います。

先ほど総務課長からの答弁のとおりであります。この給与につきましては、これはもう人事院勧告、

そして沖縄県の人事委員会の勧告に基づいて、給与を上げるというのは、これは1市町村では私は難しいと思っています。そして今帰仁村の実態というのか、それに基づいて給与を上げるとか、下げるとかというのは、これは非常に難しいのかなと思っています。

今後の今帰仁村の経済状況、国の経済状況であります。これはなかなか私は厳しいものがあると思っています。その中で今帰仁村も、農業と観光を結びつけた村づくりということで、これまでやってきておりますが、これを今後とも村民一体となって、この政策を推し進めるということが、今帰仁村の発展につながるというふうに思っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 村長より力強い答弁をいただいたわけですが、常々、農業と観光のリンクをした上での何と申しますか、経済の浮揚と本村のですね。おっしゃっていることは私は十分に理解をしているつもりでございますけれども、もう少し具体案と申しますか。この農業と観光のですね。もうそろそろ踏み込む、形にする時期にきていると思っておりますけれども、その今の実態を村長としてはどのように捉えているのか、答弁を賜ります。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えをしたいと思います。

実態と申しますけれども、沖縄県の観光は伸びております。そして外国からの観光客もふえていっている中で、村としても今後は外国、特に東南アジア関係の皆さんが沖縄県に、そして今帰仁村に来てもらえるように努力をしていきたいと思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、第5条第1項第1号行政職給料表を次のように改める。と、それから第5条第1項第2号教育職給料表を次のように改める。それから第19条の4第2項中「100分の67.5」を「100分の82.5」に改める。ということでございますけれども、具体的に例えば、平均でよろしいんですけども、平均でどれぐらいの給与アップ、勤勉手当の引き上げになるか。その点について、ご答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

実は平均の出し方はまずは給料表のちょっと構造からご説明しますと、私たちの今帰仁村は6級まで使っております。実は国は10級まであるんですよ。そして県が9級まで、そして名護市とか、那覇市とか、市は8級まであります。そして町村は6級まで使っているような状況でですね。県の人勧では平均0.24%のアップです。大体そのようにのっとった、給料表をそのまま使っておりますので、0.24%よりは下回っていると。なぜかといいますと、給料表が県は9級まで使っておりますので、それがうちは6級までしかございませんので、その低めのところにあって、上がり方が違ってくると思います。

まず1級の主事クラスで、「年間2万2,800円」、若いほうですね。少し中堅の3級係長で「年間1万9,200円」となっております。課長主幹クラスでは「年間1万3,200円」そのぐらいのアップになっているような状況でございます。

アップ率については、実はこういうことなんです。今議会が終わりましたら、そのアップした分を電算に入れて算出するんですけども、まずはこのアップした金額で、予算が間に合うかどうかという計算からまずして、補正も上げております。アップ率については、この議会が終わりましたら、正式に入力して、このいわゆる追給ですね。追給については、これから計算するというふうな状況でございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 第19条の4第2項中「100分の67.5」を「100分の82.5」に改めるということで、これは勤勉手当になりますけれども、15%のアップですね。今、初任者の方と中堅の方と課長、主幹クラスとありましたけれども、そういう形で例えば答えられたら、この15%で勤勉手当、いわゆるボーナスがどれくらい上がるか、ご答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

まず15%アップですね。12月の一時金、まず1級ですね。若い人は2万7,600円程度ですね。5級にいきますと、5万6,280円程度、大体これぐらい。給料の高いほうに15%アップですので、この年長者のほうがそれだけ上がっていくという状況です。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第33号 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第33号 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 「議案第34号 平成26年度今帰仁村一般会計第5回補正予算について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第34号

平成26年度今帰仁村一般会計第5回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成26年11月27日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成26年度今帰仁村一般会計補正予算

平成26年度今帰仁村一般会計補正予算（第5回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,198万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億5,465万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年11月27日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		2,004,876	615	2,005,491
	1 地方交付税	2,004,876	615	2,005,491
15 国庫支出金		557,962	8,079	566,041
	1 国庫負担金	251,505	8,079	259,584
16 県支出金		1,366,913	5,286	1,372,199
	3 県委託金	33,440	5,286	38,726

款	項	補正前の額	補正額	計
22 村 債		344,383	8,000	352,383
	1 村 債	344,383	8,000	352,383
歳 入 合 計		5,732,674	21,980	5,754,654

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		74,452	0	74,452
	1 議 会 費	74,452	0	74,452
2 総 務 費		991,779	5,293	997,072
	1 総 務 管 理 費	852,272	0	852,272
	2 徴 税 費	84,419	△50	84,369
	3 戸 籍 住 民 登 録 費	28,682	50	28,732
	4 選 挙 費	22,630	5,293	27,923
3 民 生 費		1,494,851	0	1,494,851
	1 社 会 福 祉 費	1,004,363	△20	1,004,343
	2 児 童 福 祉 費	490,488	20	490,508
6 農 林 水 産 業 費		757,799	529	758,328
	1 農 業 費	728,831	△30	728,801
	2 林 業 費	14,827	559	15,386
8 土 木 費		473,187	0	473,187
	1 土 木 管 理 費	13,071	0	13,071
	2 道 路 橋 梁 費	383,956	0	383,956
	4 港 湾 費	20,114	50	20,164
	5 住 宅 費	8,770	△50	8,720
	10 教 育 費		731,126	0
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	106,657	80	106,737
	2 小 学 校 費	63,257	40	63,297
	4 幼 稚 園 費	32,297	0	32,297
	5 社 会 教 育 費	247,243	△820	246,423
	6 保 健 体 育 費	255,462	700	256,162
	11 災 害 復 旧 費		1,626	16,158
1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費		2	16,158	16,160
歳 出 合 計		5,732,674	21,980	5,754,654

第2表 地 方 債 補 正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
村づくり交付金（西部地区）	千円 15,900	証書借入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見 直しを行 った後にお いては当該 見直し後の 利率)	政府資金に ついては、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合では その債権者 と協定する ものによ る。ただし、 村財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 もしくは、 低利に借換 えすることが できる。	千円 15,900	証書借入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見 直しを行 った後にお いては当該 見直し後の 利率)	政府資金に ついては、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合では その債権者 と協定する ものによ る。ただし、 村財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 もしくは、 低利に借換 えすることが できる。
村づくり交付金（中部地区）	7,800	〃			7,800	〃		
村づくり交付金（東部地区）	17,900	〃			17,900	〃		
与那嶺諸志線道路改築事業	28,800	〃			28,800	〃		
村道古宇利線改良事業	16,300	〃			16,300	〃		
村道仲尾次水溜線	2,300	〃			2,300	〃		
沖縄振興特別推進交付金事業	93,000	〃			93,000	〃		
史跡今帰仁城跡買上事業	4,800	〃			4,800	〃		
富原林道災害復旧事業	0	〃			8,000	〃		
臨時財政対策債	157,583	〃			157,583	〃		
合 計	344,383			352,383				

4 ページ、5 ページ、6 ページは割愛いたしまして、7 ページの歳入、お願いします。11 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目の地方交付税、1 節の普通交付税61万5,000円の増でございます。

8 ページ、15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、3 目の災害復旧費国庫負担金が、1 節農林水産施設災害復旧費807万9,000円の増でございます。これは台風19号による富原林道災害復旧事業に係るものでございます。

9 ページお願いします。16 款県支出金、3 項県委託金、1 目総務費県委託金が、第1 節総務費委託金が528万6,000円の増でございます。これは衆議院議員総選挙にかかわるものでございます。

続きまして、22 款村債、1 項村債、6 目災害債、2 節農林施設災害復旧債800万円の先ほどの林道災害復旧でございます。

続きまして、歳出、1 款議会費、3 節職員手当等12万円の増、4 節共済費12万円の減となっております。

続きまして2 款総務費、1 項総務管理費、1 目の一般管理費、3 節職員手当25万円の増、4 節共済費25万円の減でございます。

続きまして2 款総務費、2 項徴税费、1 目税務総務費、2 節給料5万円の減でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時30分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時30分)

大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君 14 ページお願いします。2 款総務費、3 項戸籍住民登録費、1 目戸籍住民登録費、2 節の給料5万円の増、3 節職員手当13万円の増、4 節の共済費13万円の減となっております。

15 ページお願いします。2 款総務費、4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費、3 節の職員手当等が5万5,000円の増額でございまして、4 節の共済費が5万5,000円の減となっております。

続きまして、3 目の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査で、1 節の報酬181万円の増でございます。3 節の職員手当等20万円の増でございます。7 節の賃金156万1,000円の増でございます。続きまして8 節報償費6万円の増でございます。9 節の旅費4万6,000円の増、11 節需用費35万5,000円の増、12 節役務費45万9,000円の増、13 節委託料67万円の増でございます。14 節使用料及び賃借料が13万2,000円の増となっております。

18 ページお願いします。3 款民生費1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、3 節の職員手当等が12万5,000円の増、4 節の共済費が12万5,000円の減となっております。2 目の老人福祉費、2 節の給料が2万円の減となっております。

続きまして、3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目の児童福祉総務費は2 節の給料が2万円の増、3 節の職員手当が5万円の増、4 節の共済費5万円の減となっております。続きまして3 目の保育所費は3 節の職員手当等が11万円の増で、4 節の共済費が11万円の減となっております。

20 ページお願いします。6 款農林水産業費、1 項農業費、2 目農業総務費が2 節の給料7万円の減、3 節の職員手当等が110万円の増、4 節の共済費108万円の減となっております。

続きまして6 目の農業構造改善事業費、2 節の給料が4万円の増、3 節の職員手当等が3万円の増、4 節の共済費5万円の減となっております。

続きまして21ページをお願いします。2項林業費でございます。1目の林業総務費、2節の給料が3万円の増、3節の職員手当が4万円の増、4節共済費4万円の減、14節使用料及び賃借料が11万円の増、22節の補償、補填及び賠償金が41万9,000円の増となっております。

続きまして22ページです。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費が3節の職員手当等が7万5,000円の増、4節共済費が7万5,000円の減となっております。

続きまして2項の道路橋梁費、3目の道路新設改良費が3節の職員手当等が15万円の増、4節の共済費が15万円の減となっております。

続きまして、24ページの4項港湾費、1目港湾管理費が2節の給料が5万円の増、3節の職員手当等が12万円の増、4節の共済費12万円の減です。

続きまして、25ページの5項住宅費、1目住宅管理費、2節の給料が5万円の減、3節の職員手当等が3万円の増、4節の共済費が3万円の減となっております。

26ページをお願いします。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、2節の給料が8万円の増、3節の職員手当等が44万円の増、4節共済費が44万円の減となっております。

続きまして27ページ、2項の小学校費、1目の学校管理費、2節の給料が4万円の増、3節の職員手当等が4万円の増、4節の共済費4万円の減となっております。

続きまして28ページ、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費は3節の職員手当等が14万円の増で、4節の共済費が14万円の減となっております。

続きまして5項の社会教育費、1目の社会教育総務費が2節の給料が82万円の減、4目の今帰仁城跡整備事業費、3節の職員手当等が5,000円の増、4節の共済費5,000円の減となっております。

続きまして6項の保健体育費、1目保健体育総務費、3節職員手当等1万5,000円の増、4節の共済費1万5,000円の減、2目の学校給食費、2節の給料が70万円の増、3節の職員手当等が19万円の増、4節の共済費19万円の減となっております。

続きまして、11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農林施設災害復旧費、13節の委託料108万円の増、15節の工事請負費1,507万8,000円となっております。以上でございます。よろしくをお願いします。

○ 議長 東恩納寛政君 これから歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。

10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 これから歳入の質疑を行います。

休憩…。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。

(休憩時刻 午前10時38分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。

(再開時刻 午前10時38分)

大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君 先ほど、「富原（とみはら）林道災害」と申しあげましたけれども、読み方が間違えておりました「富原（とみばる）林道災害復旧」でございます。失礼いたしました。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 改めて質疑を行います。

8ページ、富原（とみばる）林道災害復旧で807万9,000円計上されておりますが、これは今年に入ってからからの長雨、さきの台風19号における災害であると私は認識しているところでございますけれど、その概要の説明、いわゆる富原林道全体を見渡してどれだけの土砂崩れ、あるいは落石等の危険地帯、どれだけ箇所数があるのか。その点をお伺いしたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

8ページの15款国庫支出金の国庫負担金、災害復旧費国庫負担金に関するご質疑でございますけれども、富原林道全体で5カ所の小災害を含めて崩落があります。4件につきましては、小災害ですので、今回の4件は小災害で今回の災害の対象には、災害復旧事業の対象にはなっておりません。1カ所が被災延長が40メートルで、被災額は1,500万円、工事費がだけでも1,507万9,000円と出ておまして、今回の災害復旧事業費の直工の概算という形で出ているところでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 ただいま課長から答弁がありましたけれども、1カ所の災害復旧費で、私これ予算の計上と8ページに807万9,000円、そしてめぐりまして10ページに村債で800万円計上されて、トータル1,600万円の復旧費に充てて、1,500万円ぐらいが今、この1カ所の災害復旧費にあてがうということで理解しておりますが、これ国庫負担金が800万円余りで、トータル1,500万円で、この村債がいわゆる50%は村が身銭を切るという解釈でいいわけですか。いわゆる見立てが国庫補助負担金にもう少し計上されてしかるべきではないかと思っておりますけれども、その辺、明確な答弁と同時に、その当該地域の土砂災害、警戒区域指定状況、いわゆるイエロー、レッド、いろいろ指定されているこの富原林道全体の指定状況はどうなっていますか。基本これは原形復旧が原則であるというふうに私は思っておりますけれども、私も現場行ってまいりました。非常に30メートル、40メートルぐらいの高さがあるわけです。原形復旧となると、道路に落ちた土砂だけ処理をしてということなんです、これ工法ですね。いわゆる道路に落ちたものだけ処理をしていくと、あれだけの高さの山がありますので、二次災害、三次災害、十分予想されるわけです。ですからこの800万円、国庫いろいろ調査も今から入ると思います。その点、もう少し見立てをもう少し、大幅に見立てて、これ800万円の村債というのは非常に大きいと私は理解しているところでございますけれども、その辺その見立ての甘い、とまでは申しませんが、もう少し二次災害、三次災害のところまで踏み込んで考えて考慮した場合、もう少しこの工法、今後どうしていく考えなのか。この工法ですね。

現場に赴いたところ、何の立て看板もないわけです。全くこの土砂災害による通行止めであるとか、危険地域であるとか。もうずっと奥までUターンするところもないぐらいで、バックで帰ってきたんですけども、その例えば利用される方への周知ですね。決して今安全の確保がとれている状況ではないと私は思っています。現場見たところですね。何の立て看板もない、通行止めの看板すらない。そういう状況でいいのかわかりかねます。村債も800万円計上されているわけですから、トータル1,500万円の施工になると、立て看板くらいは、二次災害、三次災害を防ぐためにも、やはり村民の生命財産を守るのが一番重要だと

思うんですよ。そこで立て看板の1つもないというのは、非常に不思議でならない。その点、行政に携わるものとしての答弁を求めたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

まず初めに、第二次災害を防ぐための立て看板の件につきましては、今道路進入禁止のテープで簡易にやっている関係で、少しカラーコーンを置いて、テープでやっている状況ではありましたが、議員おっしゃるとおり、立て看板を諸志側の入り口、それから今泊側の入り口から進入して、バックで通らないように対応はしていきたいと思います。それについては少し、その辺の対応が至らなくて、申しわけなく思っています。早急にそのように看板については設置していきたいと思います。

あと予算の概要でございますけれども、予算につきましては、工事費の概算が1,500万円ほどで計上しております。歳出のほうに計上してございますけれども、あと歳入の補助額につきましては、委託料も含めた1,615万8,000円の50%で、国庫補助が807万9,000円計上しているところでございます。あと、災害債に計上しております800万円につきましては、起債ができますので、後年度普通交付税として、村の負担はその額の12%から20%ほどが村負担になるだろうという見立てであります。災害査定、工法等云々につきましては、今度12月の月上旬に国の査定官が来て、この場所ではこういった工法がいいだろうという形でもう少し、のり面の補強とか、利用量とか含めて、査定はあるかと思っておりますけれども、それに応じて工法等が決まった段階で増になるのか。減になるのかを含めてあると思っておりますので、とりあえず今回は、査定を受けてははっきりした工法、今後どう対応するかということにつきましては、査定官の査定を受けたあとに正式な設計、発注という形になる運びとなりますということでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時47分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時52分)

島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 災害地域、地すべり地帯に入っているかどうかのことですが、今帰仁村の防災マップにつきましては、指定に入っていない場所になっています。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 指定に入っていないということは、いわゆるレッドゾーンには入っていないと。レッドではないということですか。イエローなんですか。

それではこの基準ですね。どういうふうはこのガイドラインは定められているのか、その点ですね。

もう十分に、あそこはレッドゾーンに入るような状況下にあると思います。私が過去に資料を見たときには、たしかイエローゾーンには属しているのではないかと考えておりますけれども、資料を基に過去の記憶をたどっていくと。ただレッドゾーンには指定されていない。その辺、再度確認をして答弁を求めますけれども、その後、工法ですね。今課長からありましたけれども、あそこ当然利用される方には大変、失礼な話になるかと思っておりますけれども、あれだけ高さがあるとやはり二次災害、三次災害、非常にこれ危惧される場所であると思っておりますよ。先ほど同僚議員からもいろいろと出身地の方からも聞きましたけれども、非常に危険だという認識は一致しているわけです。であれば、何がしかの警報が出た場合には、直ち

にここは閉鎖すべきではないのかなというふうなものですよ。

先ほど、立て看板もしていない。全く住民の生命を一番重きを置いて考えた場合には、立て看板は最低ですよ。最低これは設置すべき。まして「テープでやりました」なんていうのはこれ通りませんよこれ。例を挙げたら大変失礼かもしれませんが、広島見てくださいよ。あれだけの犠牲者も出しているわけです。誰が通るかもわからない。その辺をもう少し、重きを置いて考えていかないと、今までの気象状況とは全く今年は違いますから、その辺ですね。もう少し危機意識を持って、臨んでもらいたい。再度聞きますけれども、この特別警戒区域の指定の基準ですね。当然これは土木事務所ともいろいろと合会議もあって決めているとは思いますが、その網掛けに対して、もう少し村としての認識を高めていく必要があると思いますが、その辺の基準、どうしたらレッドゾーン、あるいはイエローに。これイエローは入っていると認識しているんですけども、その辺課長、あるいは管理者としての村長の見解を求めたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

村の防災マップの基準といいますか、議員ご指摘のレッドゾーンとか、そういう部分は、住宅に対する危険性があるとか。そういうものを基準にして、集落単位で今、人災がすぐに直接的あるところに、非常にレッドゾーンという考えを持っていますので、今のところ計画の中では白地ではありますけれども、ご指摘の通行止めにする等々については、ただ管理のほうが検討できるのではないかと思います。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 質疑にありました看板等ですね。それから大雨警戒が出たときには、直ちに通行止めにする対応をとっていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの10番久田浩也議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 ただいま、総務課長、そして担当課長から答弁をいただいたわけですが、やはりもう少し危機管理、危機意識をもって、これだけ全国でも犠牲者が出ている中で、本村も例外とは言えないという状況にあると思いますよ。特にこの基準、もし私の勘違いだったらあれなんですけれども、しっかりこれは村内においても危険箇所というのは拾い上げて、直ちに大雨、あるいは台風接近のときにはもう通行止め、閉鎖、その辺の周知を今、ちょうど行政懇談会もやっているんじゃないですか。絶好のチャンスではないですか。こういう危険箇所もあわせて懇談会を持っていただいて、周知徹底を図っていく。これ当然だと思いますよ。前向きな答弁もいただいたわけですが、これは台風19号過ぎて大分なりますよ。今だに地盤が緩んでいる状況下にあるものというふうに思っておりますし、工法を1,500万円計上されておりますので、ぜひ工法は再度考慮して、今後二次災害、三次災害が決してないような状況でこの予算の執行にあてがうというふうに意識をしてもらいたいと思います。

再度この今後の警戒区域、この基準、もう一度拾い上げて村内、危険箇所を拾い上げてやっていくおつもりがあるのかどうか。いわゆる村独自のレッドゾーンをつくってもいいかと思っておりますので、その辺を今後の方向性、担当課長あるいは村長の答弁をいただいて、質疑を終わりたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

その危険箇所の指定については、この地域のコンセンサスも得ながらまたやらないといけないかと思えます。またこの辺はこのご指摘のところ、地域の声も聞きながら検討できるんじゃないかと思えます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 先ほどから、問題になっています富原林道の災害復旧の件について、8ページ、富原林道は前々からつぶれているんですよね。よく土の削ったあと、のり切ったあと、見てすぐわかるんですよ。こっちは地すべりするなど。恐らく、前やったところだと思います、今度も。これはのり面を直角に切った林道というのは、全部直角にこうして切るんですよ。それもうちょっと寝かして、のり面の工夫をすれば、できることなんです。これは考えたことはないんですか、村としては。

今、呉我山で災害復旧やっていますよね。ああいう具合にできるぐらいの考えを持っているか、持っていないのかですね。そして関連するか、しないかはわかりませんが、湧川の件もあれは畑からすぐ外に出せば30万円でとまるかもしれませんが、あれ持ち出したら30万円でもとまらないわけです。災害復旧ですね。そういうことまで考えたことはあるんですか。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時01分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時02分)

島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 歳入8ページの災害復旧国庫負担金に関する質疑にお答えします。

林道事業に関しまして、勾配がきついで、多くの災害が発生するのではないかと指摘でございますけれども、それはそのとおりだと理解はしております。その件につきましても、災害のあとの林野庁の事前の調査官が来られたときも、勾配についてももう少し安定勾配まで引けるかという話も申し上げたんですけれども、現状の崩落した部分を片付けるのがその事業の趣旨ですので、その辺の範囲までというお話でございました。

だから、呉我山の村道等よく交通の多いところとは、少し勾配の基準が違うのではないかと考えられますので、その辺については、村の要望としては査定官のほうにも申し上げて、できるだけ長く持つような形での工法でできないか。一応は申し上げてみたいと思えます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 これ崩落する場所、いつも同じ場所でしょう。今度は場所違いますか。私は見えていないけれども、2カ所ということで話は聞いていますけれども、もう見なくてもわかる。と思っているんですよ、私らは。場所はですね。

今までずっと直してきていますから。この件はずっと私がやっております今まで。だから多分、この辺だろうということはわかります。それは土の層が全然違うから、だからそれぐらいまでわかっているのであれば、10番議員が言ったみたいに、大雨のときには両サイドストップするぐらいの、それで富原林道だけではなくて、乙羽林道まで。向こう大変ですよ、乙羽林道も地割れですね。見たことないでしょう。こ

ういった危険な場所を、防災でちゃんとやらないとどうする。

8番議員が一番心配して、部落回って各地域中回っているんですよ。役場職員がしないので、私がやっています。それぐらいの気持ちで住民のためにやろうとしているんですよ。だからこういうときは、大雨が降るときは、どうなるかわからないから、危険な場所だということで、早目にストップする。乙羽林道も通れるところまで、人間も住んでいますから、向こうは別として。こういう危機感を持たないと、防災意識は何も持っていないということなんですよ、村当局は。ただ、パトロールをする。今婦仁の消防、全部そうですよ。チェンソーもちゃんと準備をして、全部いつでも出動できるようにやっているんですよ。私らもそうですよ。総合運動公園に行くときに、大木が倒れて、通れないのを大雨の中、タイヤシャボを持ってきて片づけたんですけれども、それぐらいの防災意識を持っているんですよ、それでも当局は、バリケードもはらないで、「テープはっていました」と。二、三日前に行った人が、「はっていなかった」というのに、何であなた方は「はった」と言うの。じゃあ盗まれたのこれ。回っていないという証拠でしょう。防災というのは、そのぐらい気をつけないと、いつ何どき起きるかわからないですよ。それぐらいの危機感を持っているか。

そしてまたこれを直して、次の災害が起こらないように危機感を持つか、持たないかですね。答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

昨今の大雨とか、集中豪雨等がありますので、林道等特に壊れやすい勾配の状況でありますので、大雨警報が出たときには交通止めやるかどうか、防災会議等に諮りながら、指定区域を決めて、担当部署の林道ですので、林道のほうの管理について看板設置、注意喚起を促すように努めていきたいと思えます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 富原林道の件ですけれども、この立て看板とかが設置されていないということで、ぜひですね。これから他でも起こってくるわけですから、定期的に回っていくと。確認をするということでやっていく考えがあるかどうか、お聞きをしたいと思います。

それから5カ所のうちの大きな災害が起こったところが今回、1,500万円ぐらいの予算で整備し直すわけですけれども、あと4カ所について、この対応をしたのかどうか。あるいはまた今後、単独予算で土砂の片付けですね。そういうことをやるのかどうか。答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

危ない場所とか、定期的に管理しているのかというご質疑でございますけれども、林業担当を含めて、大雨の翌日であるとか、大雨の前日に回って、翌日には木が倒壊していないか。交通の安全を確認しながら、今現状回っているところでございます。

あと、危ない箇所等、災害警報とか出た場合につきましての対応につきましては、さきの8番議員からの質疑のあったとおり、前もっての看板を設置して、住民への情報提供、警戒情報をやっていきたいと考

えております。

あと、小規模災害につきましては、歳出のほうで予算も計上してございますけれども、単費でやっていく計画でございます。というのは、40万円以上の工事、災害が発生しない場合につきましては、災害の認定を受けての国庫補助をもらっての事業展開できませんので、小規模災害について、公共用地等に関しては、単独予算を組んで、交通に支障のないように撤去していくようにしております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これで歳入については、質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番 與儀常次議員。

○ 1 番 與儀常次君 歳出20ページ、6 款農業水産業費、1 項農業費の2 目農業総務費の3 節職員手当等で110万円で説明には、職員期末手当と勤勉手当ということでもありますけれども、その詳しい説明と、何名なのか。1 人ではないと思っていますので。

それと次の21ページも、同じように前は農業費でしたけれども、次は林業総務費で4 万円とあります。これも何名なのかですね。

次に歳出26ページ、同じ項目の教育総務費の2 目の事務局費の職員手当等が44万円、これも何名なのかですね。詳細を求めていきたいと思えます。以上。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時13分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時14分)

小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

まず20ページの職員手当等の補正ですね。これは9 人おります。

あと21ページについては、林業総務費は1 人です。

あと26ページの教育総務費の事務局費、これは5 人の手当になっております。

今回の補正は、例の先ほどの条例改正でありました給与改定に伴うものでございまして、それについて、あらかじめ当初予算ではそれぞれ組んでいるんですけども、人事異動等々がございまして、その過不足が出て、そこでその全体にありますように5,000円とか5 万円とか、細かいのも補正の組み替えですね。組み替えもやっております。

これは実際は、流用でもできますけれども、議会もありますので、きちっと議会の中で、こういう細かい組み替えがあるということをお示しするためにやっているような状況でございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。8 番 與那嶺好和議員。

○ 8 番 與那嶺好和君 16ページ、委託料のポスター掲示板設置、たしか前までは20万円ぐらいだったかと思いますが、これが急に51万円になっていることは、どういう関係かお伺いします。

それと21ページの14節の使用料及び賃借料の重機使用料、台風19号災害の重機使用料とありますが、こ

れどこで使うのか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

16ページの委託料、ポスター掲示板設置ですが、これは今回の衆議院選挙のポスター設置場所で、これは前回並みに組んであります。ポスターの設置箇所は40カ所ですね。同じような計上になっております。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 21ページ、6款農林水産業費、2項林業費の1目林業総務費、14節使用料及び賃借料について、お答えします。

どこで使うのかということでございますけれども、富原林道の今災害を受け、認定を受けたところの上のほうに、ちょっと災害場所に行けない小災害がありますので、そのところの片付けにバックホーを使う予定で計上しております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 歳出について、質疑いたします。

16ページ、13節委託料、内容については割愛したいと思います。先ほど同僚議員から出ましたので、ちょっと細かいようではございますけれども、委託料、ポスター掲示板設置ということで、しっかりと説明にうたわれているわけではございますけれども、前回同様の40カ所、もう立てられていますよね。知事選からの継続で。けちれということではないんですけれども、少し整合性がとれないのは、フライングと一緒にじゃないですか。見方によればですよ。ですから設置という表現が好ましいのかどうか。もう設置されているものをですね。もう設置されているわけですよ。ですから当然、さきの知事選でポスターはがして、そのまま継続なのかなという理解をしておりますけれども、ただ表現がこの表現の上程が好ましいのかどうか。少し細かいようではございますけれども、答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時26分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時26分)

小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

ご指摘のとおり、この今回の解散が時間もなかった点もありまして、選管自体もてんやわんやの状況でございまして、ご指摘の予算を通してから設置すべきではなかったかというご指摘なんですけれども、まさにそういうこともありますけれども、そうしないとまた2日の公示ですか。そういうものがありまして、今のような状況でございます。それに対しましては、私どものほうでは予算は計上しておりますけれども、今の件につきましては、選管はまた選管なりの専権事項でありますので、そこに今の意見は申し伝えたいと思います。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 私これに異をとらえているわけではなく、誤解しないでくださいよ。ただ村民が非常に説明のあり方が、整合性がとれないのではないかと。前にもそういったことがあったから、あえて私はきょう申し上げているわけですよ。フライングはいけないのではないかとあれですよ。何もさせ

るなということを言っているのではなくて、少し上程のあり方には少し配慮をして、そのことを一言申し上げて質疑を終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時29分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時32分)

6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 歳出16ページの13節委託料、ポスター掲示板設置51万円についてですけれども、この看板については、県知事選挙のものを再利用するということなのか。そうではなくて、県知事選挙のものは撤去をして、今回改めて衆議院選挙のものに使う予定のものなのか、答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

これは県知事選挙のポスター掲示板とは違いまして、新たに衆議院選挙に向けてのポスター設置でございます。また先ほど、休憩中ご指摘の点については、再度事務局に確認をして、適正な予算の執行ができるようにします。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 衆議院選挙のためのものということでありまして、それを確認されて、間違いなく適正な支出をするようにしていただきたいと思っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第34号 平成26年度今帰仁村一般会計第5回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第34号 平成26年度今帰仁村一般会計第5回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成26年第6回今帰仁村議会臨時会を閉会します。

(閉会時刻 午前11時34分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政

署名議員 吉 田 清 尊

署名議員 玉 城 みちよ